

平成16年第2回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

平成16年3月16日（火曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第2号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第3号 本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第4号 本巢市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第5号 本巢市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第6号 本巢市計画審議会条例の制定について
- 日程第7 議案第7号 本巢市環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第8号 本巢市国民健康保険税条例の制定について
- 日程第9 議案第9号 本巢市環境保全審議会条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 本巢市法定外公共物管理条例の制定について
- 日程第11 議案第11号 本巢市下水道事業推進審議会条例の制定について
- 日程第12 議案第14号 平成15年度本巢市一般会計予算の議定について
- 日程第13 議案第15号 平成15年度本巢市国民健康保険特別会計予算の議定について
- 日程第14 議案第16号 平成15年度本巢市老人保健医療特別会計予算の議定について
- 日程第15 議案第17号 平成15年度本巢市簡易水道特別会計予算の議定について
- 日程第16 議案第18号 平成15年度本巢市農業集落排水特別会計予算の議定について
- 日程第17 議案第19号 平成15年度本巢市公共下水道特別会計予算の議定について
- 日程第18 議案第20号 平成15年度本巢市水道事業会計予算の議定について
- 日程第19 議案第21号 平成16年度本巢市一般会計暫定予算の議定について
- 日程第20 議案第22号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計暫定予算の議定について
- 日程第21 議案第23号 平成16年度本巢市老人保健医療特別会計暫定予算の議定について
- 日程第22 議案第24号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計暫定予算の議定について
- 日程第23 議案第25号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計暫定予算の議定について
- 日程第24 議案第26号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計暫定予算の議定について
- 日程第25 議案第27号 平成16年度本巢市水道事業会計暫定予算の議定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（49名）

1番 安藤重夫

2番 翠幸雄

3番	安藤次郎	5番	国井博
6番	道下和茂	7番	吉田建夫
8番	日浦興和	9番	浅野英彦
10番	杉山一郎	11番	長谷川勝彦
12番	中村重光	13番	藤沢敏夫
14番	村瀬明義	15番	高木俊一
16番	若原敏郎	17番	瀬川治男
18番	堀守	19番	吉村優
20番	宮脇孝男	21番	小澤菊治郎
22番	川口金二郎	23番	後藤寿太郎
24番	小川幸雄	25番	園部隆雄
26番	山田澄男	27番	上谷政明
28番	大熊和久子	29番	竹中光夫
30番	大西徳三郎	31番	戸部弘
32番	林和治	33番	春日井万里
34番	宮川久夫	35番	高橋秀和
36番	高橋一	37番	出村宏行
38番	高橋義和	39番	高田弥
40番	遠山利美	41番	杉山潔
43番	村瀬治	44番	稲葉信春
45番	瀬古孝雄	46番	鵜飼静雄
47番	川村高司	48番	三島智恵子
49番	臼井茂臣	50番	中野治郎
51番	白木健		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	内藤正行	参与	新谷哲也
参与兼合併 プロジェクト外室長	守屋太郎	収入役 職務代理者	高田善和
総務部長	溝口義弘	企画部長	高橋武夫
市民環境部長	土川隆	健康福祉部長	中村節
産業建設部長	服部次男	上下水道部長	林賢一
教育長 職務代理者	堀部秀夫	根尾 総合支庁長	島田克広

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会議務局長 富田 義 隆

議 会 書 記 今 村 光 男

議 会 書 記 杉 山 昭 彦

開議の宣告

議長（村瀬 治君）

ただいまの出席議員数は49名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（村瀬 治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議席番号14番の村瀬明義君と15番の高木俊一君を指名いたします。

日程第2 議案第2号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第2、議案第2号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第2号は、総務常任委員会に審査をしていただきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第2号は総務常任委員会に……。

〔発言する者あり〕

48番（三島智恵子君）

先ほど全協で申し上げましたのは一般会計についてのみですので、そのほかは議運でやっていただいたように諮っていただければいいんじゃないかと思っております。

議長（村瀬 治君）

議運の委員長さん、それでよろしいんですか。今の三島さんの意見のようで、よろしいんですか。

〔「よろしいです」と呼ぶ者あり〕

それでは訂正をさせていただきます。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第2号は、総務常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第2号は総務常任委員会に審査を付託することに決定を
しました。

日程第3 議案第3号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第3、議案第3号 本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制
定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第3号は、総務常任委員会に審査を付託し
たいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第3号は総務常任委員会に審査を付託することに決定を
いたしました。

日程第4 議案第4号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第4、議案第4号 本巢市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改
正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号は、総務常任委員会に審査を付託した
いと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は総務常任委員会に審査を付託することに決定を
いたしました。

日程第5 議案第5号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第5、議案第5号 本巢市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしま
す。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第5号は、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は総務常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

日程第6 議案第6号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第6、議案第6号 本巢市計画審議会条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、鵜飼君どうぞ。

46番（鵜飼静雄君）

この計画審議会の条例と後ほど出てまいります環境保全審議会、あるいは下水道事業推進審議会についても同様でありますけれども、これまでの旧町村ではこうした審議会に議員が参加をするという形で行われてきたと思います。せっかく市になった段階ですので、そのあり方についてはもう一度見直した方がいいのではないかというふうに思います。というのは、こうした審議会は市長の諮問機関です。議会は議決機関です。おのずと役割が違うはずなんで、基本的にはこうした審議会を経て、市としての、あるいは市長としての方針が決定され、それが議会で提案されて、議会で審議をするという形に物事の筋としてはなっていくと思うんですね。そういう市長が決定する前の段階で議会の意見が入っていったって決まっていくということになると、どこか矛盾点が出てくるのではないかというふうに思わざるを得ないんですが、そういうことは前々から思っていたんですが、慣例とかいろいろありまして、なかなかそれぞれ、旧の段階では改正するというところまで至らなかったんです。ただ、全国的に見れば、町村段階でもそういった形で是正をしてきているところが生まれてきています。せっかく市になった今の段階で、変えるのであれば変えるべきではないかというふうに思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

議長（村瀬 治君）

企画部長、お願いします。

企画部長（高橋武夫君）

御質問の件でございますが、今言われますようなことにつきましては、いろいろこれから検討していきたいと思いますが、従前4町村につきましては、今言われましたように、議員さんも入っていただいて審議をしておるわけでございます。

他市の例を言って申しわけないんですが、瑞穂市とか山泉市についても、まだ条例の制定は未設

置でございますが、ここについても議員さんの代表者の方が入ってみえるということになっております。

執行権と議決権という話でございますが、できれば大事な総合計画等の策定でございますので、各地区、予定としては1名ぐらいの議員さんも入っていただいて、その内容もある程度掌握していただくのがいいかというふうで、現段階では、中には市議会議員さん四、五名の方はお願いしたいというふうに考えておりますので、その辺御理解の方お願いしたいと思います。

議長（村瀬 治君）

よろしいでしょうか。

〔挙手する者あり〕

はい、どうぞ。

46番（鵜飼静雄君）

細かいことはそれぞれの委員会で論議をしていただければというふうに思いますが、たまたま計画審議会のことで申し上げましたけれども、あとほかの件もありますので、市長の見解を最後にお伺いしておきたいと思います。

議長（村瀬 治君）

はい、市長 内藤君。

市長（内藤正行君）

ただいまの審議会委員に対する議会議員の取り扱いの件でございますが、広く意見を聴取するという意味では、当然一般の方々を中心になるわけでございますが、やはり議会議員の方の御意見も取り入れながら、事前に十分審議していただくという意味では大変重要なことではないかと思っております。ただいま企画部長が答弁させていただきましたような形で考えているわけでございます。

これにつきましては、それぞれ幾つかの審議会がございますので、全部に必要なかどうかということにつきましては十分検討させていただきながら考えてまいりたいと思っております。基本的には、議員の方もお入りいただいて審議会を構成してまいりたいと、このように思っている次第でございますので、よろしく申し上げます。

議長（村瀬 治君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第6号は、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第6号は総務常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

日程第7 議案第7号(質疑・委員会付託)

議長(村瀬 治君)

日程第7、議案第7号 本巣市環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第7号は、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第7号は総務常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

日程第8 議案第8号(質疑・委員会付託)

議長(村瀬 治君)

日程第8、議案第8号 本巣市国民健康保険税条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、高橋君どうぞ。

35番(高橋秀和君)

保険料の税率について、合併協議会のすり合わせの段階からお伺いをしている中で、実は非常に懸念をしております。それはなぜかと申しますと、保険料を策定していく段階においては、基本的には1年間にかかると思われる医療費、療養費の給付の金額を保険税と国からの補助で賄っていくわけなんです。今回資料で見させていただきますと、一番金額の低いところを基準にされまして相当な金額が不足し、一般会計からの持ち出し金額が予想されます。この税条例を制定するに当たり、ある程度の試算はされてみえると思いますが、一般会計からの繰越金額のおおよその予定金額はどれほどなのか、お示しをいただきたいと思っております。

議長(村瀬 治君)

市民環境部長、どうぞ。

市民環境部長(土川 隆君)

高橋議員の御質問にお答えいたします。

国民健康保険税の、いわゆる16年度分の課税は7月に本算ということで確定するわけですが、この前の御説明の資料につきましてはあくまでも14年分の所得で推計したものでありまし

て、15年分の所得が確定しますのは6月でありますので、その時点にならないと正確な税額は申し上げることはできませんが、御質問の現時点での一般会計からの繰り入れということになりますと、いわゆる法的に認められておる保険基盤安定繰入金とか人件費、職員給与費などを含めると、一般会計の繰入金は年間で4億1,800万ほど予定をしております。以上でございます。

議長（村瀬 治君）

よろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

はいどうぞ。

35番（高橋秀和君）

実は合併協のすり合わせのときに、最低の保険料率とは本巢町だったわけなんですね、その当時は。それで、本巢町さんがかなりの保険料の増額が予想されるので、5年間の暫定期間を置いて一般会計の持ち出し金額をゼロにしていく過程で決まってきた。ところが、結果的には合併協のすり合わせのときと違った形での根尾村の保険料で出てきたわけですね、今回の場合は。当然合併協のすり合わせの中ではそうだったんだろうと思いますけれども、当初、合併協の段階で検討されていた一般会計持ち出し金額は、その当時はこの4億よりも多かったのか少なかったのか、その点はどだったんでしょうか、お伺いしたいと思います。

議長（村瀬 治君）

はい、市民環境部長。

市民環境部長（土川 隆君）

合併協のときの、いわゆる調整されたときの一般会計の繰入金の金額につきましては、今ここに資料がございませんので、お答えすることができませんが。

35番（高橋秀和君）

じゃあ結構です。

議長（村瀬 治君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、鵜飼議員。

46番（鵜飼静雄君）

国保税の中で、特に介護納付金の関係でお伺いしたいと思います。先日の説明の中で、税率、税額を決めるときに収納率を考慮して決めたというふうに言われました。これは、私の持論なんですけれども、収納率というのは基本的には100%なんですね。それが取れないから90%なるということはありませんけれども、納めている人にとってみれば100%集まるという前提のもとに自分たちの税金が決められればいけれども、納められない人の分まで納める人が払うという形になりますね、収納率を考慮してやると。そのやり方は、私は不公平ではないかということをおもっているんですが、その点はどのようにお考えなのかということが一つ。

もう一つは、介護納付金についていえば、今回の税条例に当てはめれば、旧糸貫の場合でいいますと、おおむね2倍になりますね、税額がね。合併協議の中で、この前言われたように、介護保険法の規定による納付金に見合う税率という調整内容になったと。それは確かにそうなんです、けれども、2倍までのアップになるということはなかなか予想はなされていなかったと思うんですね、私も予想していなかったです。こういう状況になってくれば、激変緩和をするという措置もある程度必要ではなかったかという気がいたしますが、その点はいかがお考えでしょうか。2点です。

議長（村瀬 治君）

市民環境部長。

市民環境部長（土川 隆君）

鵜飼議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の、介護納付分の収納につきましては、いわゆる医療費分と同時に徴収するのでありまして、介護納付分だけ徴収するというごさいませんので、どうしても徴収率は100%いかないということになります。

2点目の納付金の金額につきましては、国の社会保険診療報酬支払基金というところから、介護保険の保険給付金に見合った金額を保険者が負担するというごさい、一方的に国の方からそういった通知が来ておりまして、15年度実績が1億3,700万円ほど合わせて来ております。それが16年度分につきましては、もう既に通知が来ておりまして、1億7,200万円ほどということで、大幅に26%ほどふえておるといふことになっております。金額にしますと3,500万円余りのごさいます。そういったことで、こういった納付金を納めるにつきましては60%を税で確保しなきゃならんということのごさいますので、逆算しまして所得割、均等割の率になるということのごさいますので、御理解いただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（村瀬 治君）

はい、鵜飼議員。

46番（鵜飼静雄君）

今説明されたことはわかった上で話をしているんですが、だから、1番目についても国保と一緒に取ることはわかっているんですよ。だから、大体どのくらいの収納率かということもわかりますよ。全体はわかりませんが、少なくとも旧糸貫についてはわかります。けれども、ごく単純化するためにいえば、仮に収納率が90%だとしますね。そうすると10%分は、はなから収入がないという前提で総額が決められるでしょう。そうすると、その不足分というのが出てきますね。その不足分は、実際に税を払っている人、滞納してない人にかかってくるわけでしょう。100%収入があるとして考えれば、1人当たりによれば収納額というのは減るわけですから。90%の収納率で考えれば、入る額が減る。その分を払っている人に上乗せして払ってもらうという形になるわけでしょう。だから、そういうやり方はどうなのかなということを思っているわけです。

二つ目は、国が決めてくることも十分わかっていますよ。けども、2倍になるというような、大幅な増額になるのであれば、激変緩和措置を一定程度考えるということも必要ではなかったかということをお伺いしたんです。制度的なことはわかっておりますので、その上で本巢市として、国保税と全く一緒にはなりませんけれども、国保税は5年間の緩和期間を設けるわけですね。ある程度そういった配慮ができなかったらどうかという気がいたしますが、その点だけ改めてお伺いしておきたいと思います。

議長（村瀬 治君）

市民環境部長。

市民環境部長（土川 隆君）

今の医療費分については、おっしゃるとおりでありまして、5年間の負担増の緩和の施策を講じていきたいということではありますが、介護納付分につきましては、いわゆる介護保険の保険料の動向、現時点では介護認定者数もふえておることと、2号被保険者も増加しているという中で、実態が今のところ見込みが立たないという時点でございますので、16年度はこういった率で設定させていただいたということでもありますので、御理解いただきたいと思います。

議長（村瀬 治君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第8号は、環境福祉常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第8号は環境福祉常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

日程第9 議案第9号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第9、議案第9号 本巢市環境保全審議会条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第9号は、環境福祉常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、環境福祉常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

日程第10 議案第10号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第10、議案第10号 本巢市法定外公共物管理条例の制定についてを議題といたします。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第10号は、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

日程第11 議案第11号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第11、議案第11号 本巢市下水道事業推進審議会条例の制定についてを議題といたします。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第11号は、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

日程第12 議案第14号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第12、議案第14号 平成15年度本巢市一般会計予算の議定についてを議題といたします。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第14号のうち、総務部、企画部、議会事務局、根尾総合支庁に属する予算及び他の委員会に属さない予算については総務常任委員会に、市民環境部、健康福祉部、根尾総合支庁に属する予算は環境福祉常任委員会に、産業建設部、上下水道部に属する予算は産業建設常任委員会に、教育委員会に属する予算は文教委員会に審査をお願いし

たいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第14号については、前に述べたとおりそれぞれ所管の四つの常任委員会に審査をお願いすることに決定しました。

それではここで暫時休憩をいたします。

10時半に再開をしたいと思います。

午前10時06分 休憩

午前10時30分 再開

議長（村瀬 治君）

ただいまの出席議員は49人です。休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 議案第15号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第13、議案第15号 平成15年度本巢市国民健康保険特別会計予算の議定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第15号については、環境福祉常任委員会に審査を付託したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第15号については、環境福祉常任委員会に審査を付託することに決定をしました。

日程第14 議案第16号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第14、議案第16号 平成15年度本巢市老人保健医療特別会計予算の議定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第16号については、環境福祉常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第16号については、環境福祉常任委員会に審査を付託することに決定をしました。

日程第15 議案第17号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第15、議案第17号 平成15年度本巢市簡易水道特別会計予算の議定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第17号については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第17号については、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定をしました。

日程第16 議案第18号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第16、議案第18号 平成15年度本巢市農業集落排水特別会計予算の議定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第18号については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第18号については、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

日程第17 議案第19号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第17、議案第19号 平成15年度本巢市公共下水道特別会計予算の議定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、高橋君。

35番（高橋秀和君）

ちょっとよくわからないんで伺いたいと思うんですが、さきの議案12号、13号で契約議決の変更が行われまして可決されたわけなんですけど、ここの部分で実は契約変更に伴ってくる金額の変更は、この15年度の予算の中では、どのような形で表示されて反映されておるのか説明をいただければありがたいと思います。

議長（村瀬 治君）

上下水道部長。

上下水道部長（林 賢一君）

それでは、高橋議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

予算書の13ページ目を見ていただきたいと思います。施設整備費の新設改良費の13の委託料ですが、この中の処理場建設工事委託料の4億1,441万6,000円の中で、この前認めていただきました契約については、この中で計上させていただいております。以上です。

議長（村瀬 治君）

よろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

はい、どうぞ。

35番（高橋秀和君）

12号は、14年度の明許繰り越しの契約変更議決ですね。この予算書の中で、5ページ目に繰越明許費ということで2,200万の明示がございますが、これは14年度に繰越明許費というふうに考えていいわけでしょう。違うんですか。それが、まず1点ですね。これと減額の差し引き3,400万との整合性の問題が1点と、もう一つは、実は15年度で、専決処分で行われた後の契約期日の変更ですよ。形としては、ルールとしてはですよ。そうすると、15年度の工事費の減額の1億1,400万というのはトータルで出てきておるわけですよ。ですから、例えば今言われた変更は、これが出てくるならば、15年度にどこかの形でこの1億1,480万という金額は出てくるのか。あるいは今回間に合わなかったから次に出てくるのかどうか。あるいはもう終わってるのが、契約議決がおくれたのか、これが非常によくわからないので伺っているんです。少なくとも専決処分で行われた後に契約期日の変更が行われたということは、今回出てくる予算の中には、それなりの差異が出てきて不思議ではないだろうと思うんですが、その点についてはよくわからないので、伺っているんで、いかがですか。

議長（村瀬 治君）

はい、上下水道部長。

上下水道部長（林 賢一君）

大変申しわけありません。ちょっと今ここに資料がございませんので、議長さんちょっと暫時休憩をお願いしたいと思います。すみません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（村瀬 治君）

はい、高橋君。

35番（高橋秀和君）

今、答えが出なければ、委員会の中でその部分をしっかり明示をされて議論していただければ結構ですが、ここで時間をとるつもりはございませんので、次の委員会の際にきちっと説明をしていただければありがたいと思います。それで結構です。

議長（村瀬 治君）

上下水道部長君、そこまでお願いします。

上下水道部長（林 賢一君）

委員会の方で、資料を整備させていただきまして、説明をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（村瀬 治君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第19号については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第19号については、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

日程第18 議案第20号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第18、議案第20号 平成15年度本巣市水道事業会計予算の議定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第20号については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第20号については、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

日程第19 議案第21号（委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第19、議案第21号 平成16年度本巢市一般会計暫定予算の認定についてを議題といたします。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第21号のうち、総務部、企画部、議会事務局、根尾総合支庁に属する予算及び他の委員会に属さない予算については総務常任委員会に、市民環境部、健康福祉部、根尾総合支庁に属する予算は環境福祉常任委員会に、産業建設部、上下水道部に属する予算は産業建設常任委員会に、教育委員会に属する予算は文教常任委員会に審査していただきたく思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第21号については、それぞれ所管の四つの常任委員会に審査していただくことに決定をいたしました。

日程第20 議案第22号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第20、議案第22号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計暫定予算の議定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号については、環境福祉常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第22号については、環境福祉常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

日程第21 議案第23号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第21、議案第23号 平成16年度本巢市老人保健医療特別会計暫定予算の議定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第23号については、環境福祉常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第23号については、環境福祉常任委員会に審査を付託することに決定をしました。

日程第22 議案第24号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第22、議案第24号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計暫定予算の議定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、48番どうぞ。

48番（三島智恵子君）

議案書の8ページのところの13. 委託料の中に、実施設計委託料が3,214万7,000円組まれておりますが、これは大体予想される事業費の何%を見込んでおられるか、お尋ねをいたします。

議長（村瀬 治君）

上下水道部長。

上下水道部長（林 賢一君）

大変申しわけありません。資料がございませんので、また後日お答えさせていただきたいと思えます。

48番（三島智恵子君）

後ほど御回答いただければ結構でございます。

議長（村瀬 治君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第24号については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第24号については、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定をしました。

日程第23 議案第25号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第23、議案第25号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計暫定予算の議定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、48番。

48番（三島智恵子君）

議案書の7ページ、一般管理費の14の使用料及び賃借料で152万3,000円組まれております。これらの場所と面積についてお尋ねいたします。

2点目は、9ページの神海地区農集排の関係で、13の委託料、実施設計委託料が304万組まれております。これも総事業費の何%に当たるのか、資料がなければ後ほど回答をいただければ結構ですので、よろしく願いいたします。

議長（村瀬 治君）

上下水道部長。

上下水道部長（林 賢一君）

初めの賃借料でございますが、下福島地区の公園用地の借地料でございます。面積は、2筆ございまして、1筆が1,115平米と、もう1筆が1,033平米の2筆でございます。

〔発言する者あり〕

一応、キ口数で設計の歩がかりで計算はさせていただいておるんですが、全体の工事に対しての設計費ということでは比較してございまして、ちょっと今この場では御返答しかねますので、またよろしく願いしたいと思います。

議長（村瀬 治君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第25号については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第25号については、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

日程第24 議案第26号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第24、議案第26号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計暫定予算の議定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第26号については、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

日程第25 議案第27号（質疑・委員会付託）

議長（村瀬 治君）

日程第25、議案第27号 平成16年度本巢市水道事業会計暫定予算の議定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第27号については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第27号については、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

上下水道部長に申し上げますが、産業建設常任委員会においては詳しく説明をしていただきたいと思っております。

ただいま各常任委員会に付託しました議案の付託表をお手元に配付いたします。

念のため開催日と場所を申し上げます。総務常任委員会は3月19日、本庁舎3階第1委員会室であります。環境福祉常任委員会は3月22日、真正分庁舎3階第1委員会室であります。産業建設常任委員会は3月24日、糸貫分庁舎2階特別会議室であります。文教常任委員会は3月26日、真正分庁舎3階第1委員会室であります。よろしく願いをいたします。

散会の宣告

議長（村瀬 治君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

3月17日午前9時から本会議を開催し、一般質問を行いますので御参集ください。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

午前10時54分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

